

「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の改定



令和3年3月
静岡県危機管理部

国の具体計画（南海トラフ地震対応）

南海トラフ地震における
具体的な応急対策活動
に関する計画

中央防災会議幹事会

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信
<p>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</p> <p>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 <small>派遣規模は要確認</small> 消防 : 約2.1万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 <p>※重点受援県に所在する部隊を含む。</p> <p>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人</p> <p>◎航空機約490機、船舶約530隻 <small>派遣規模は要確認</small></p>	<p>◎DMAT(登録数1,746チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</p> <p>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</p> <p>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</p>	<p>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲料水 : 46万^m (1~7日) 食料 : 1億800万食 毛布 : 570万枚 乳児用粉(液体)ミルク : 42t 大人/乳幼児おむつ : 870万枚 簡易トイレ等 : 9,700万回 トイレペーパー : 650万巻 生理用品 : 900万枚 	<p>【燃料】</p> <p>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</p> <p>【電力・ガス】</p> <p>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</p> <p>【通信】</p> <p>◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保</p>

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

趣旨・概要

○南海トラフ地震による甚大な被害に対して、発災直後から、被災府県内の警察・消防を最大限動員するとともに、被災管内の国土交通省TEC-FORCEを最大限動員する。また、被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省TEC-FORCE(以下「広域応援部隊」という。)を可能な限り早くて確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。

【広域応援部隊の派遣・進出・活動手順のポイント】

先発地震発生時には、地震発生直後の被害推計を踏まえ、人命救助に係る応援部隊は被災地へ最大勢力の応援を行うことを基本とする

回転翼機：約350機
うち大型：約35機

固定翼機：約140機

艦船・船舶：約530隻

派遣規模は要確認

広域応援部隊の派遣規模(最大値)

- 重点受援県以外の37都道府県の警察・消防・自衛隊の派遣
 - 警察：約1.6万人
 - 消防：約2.1万人
 - 自衛隊：約11万人(※)
- 応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCEの派遣：約1,360人

※重点受援県に所在する部隊を含む。

- 被害想定、情報収集を踏まえ、地域ごとの被害規模に応じて派遣先・規模を調整
 - ※先発地震の被災地へ入った後に後発地震が発生した場合は、被害状況を踏まえて応援部隊を再編成する
- 広域進出拠点(一次的な進出目標)、進出拠点(重点受援県への進出目標)に速やかに進出
 - ※北海道、沖縄県からは、あらかじめ想定する区間の民間フェリーにて本州に迅速に移動

被害が想定されない地域

◎被害が想定されている地域

- 被災地内での救助・消火活動等
 - ・陸路での交通途絶を想定し、空・海からの救助活動を行えるよう、ヘリポート(空路)、港湾・砂浜(海路)をあらかじめ明確化
 - ・部隊間の円滑な調整の仕組み(各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等)を明確化



○重点受援県の域内の警察・消防機関

- 警察職員：約3.6万人
- 消防職員：約2.5万人
- 消防団員：約14.3万人

○受援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCE：約890人

愛知県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

※重点受援県：域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県。ただし、先発地震が発生した場合は、地震発生直後の被害推計を踏まえて地方別割合を修正し、先発地震重点受援県を特定



静岡県 の広域受援計画の改定

南海トラフ地震における
静岡県広域受計画

令和3年3月
静岡県

広域受援計画とは

大規模災害時には、人命救助、医療等の所要を県内の警察、消防、医療機関のみでは不足。また、平素の物流体制の崩壊により物資が不足

災害発生後、県は、警察、消防、自衛隊、医療チーム、緊急物資等を円滑に受け入れるための計画が必要

南海トラフ地震発生時に国が実施する以下の活動を

- 緊急輸送ルート確保 (国土交通省)
- 救助・消火活動 (警察、消防、自衛隊、国交省)
- 医療活動 (DMAT(厚生労働省の要請))
- 物資調達・配送 (内閣府(防災)、各省庁)
- 燃料・電力・ガス・通信の供給等 (経産省、資源エネルギー庁、総務省)

静岡県が・**迅速かつ円滑に受入れ、**
・**被災者の救助を行う体制を確保するため、**

**県、市町及び防災関係機関等が
実施すべき事項を定めるもの**

本計画の位置付け等

本計画は、以下の計画等に基づき作成

- 1 国の具体計画（南海トラフ地震における具体的な
応急対策活動に関する計画）
- 2 静岡県地域防災計画
- 3 静岡県第4次地震被害想定

本計画の適用

- 1 南海トラフ地震が発生し、国による応援の適用条件に該当した場合に適用
- 2 その他大規模な災害が発生した場合にも、必要に応じて本計画を準用

静岡県広域受援計画の構成

本計画は、本編及び資料編からなり、本編は下表の項目から構成されている。

第1章	総 則
第1-1章	航空運用
第2章	緊急輸送ルート確保
第3章	救助・消火活動等
第4章	医療活動等
第5章	物資調達
第6章	燃料供給、電力・ガスの臨時供給、 <u>通信の確保</u> 、 <u>応急給水</u> 及び <u>汚水処理の継続・確保</u>
<u>第7章</u>	<u>自治体応援職員</u>

静岡県広域受援計画の改定(全般)

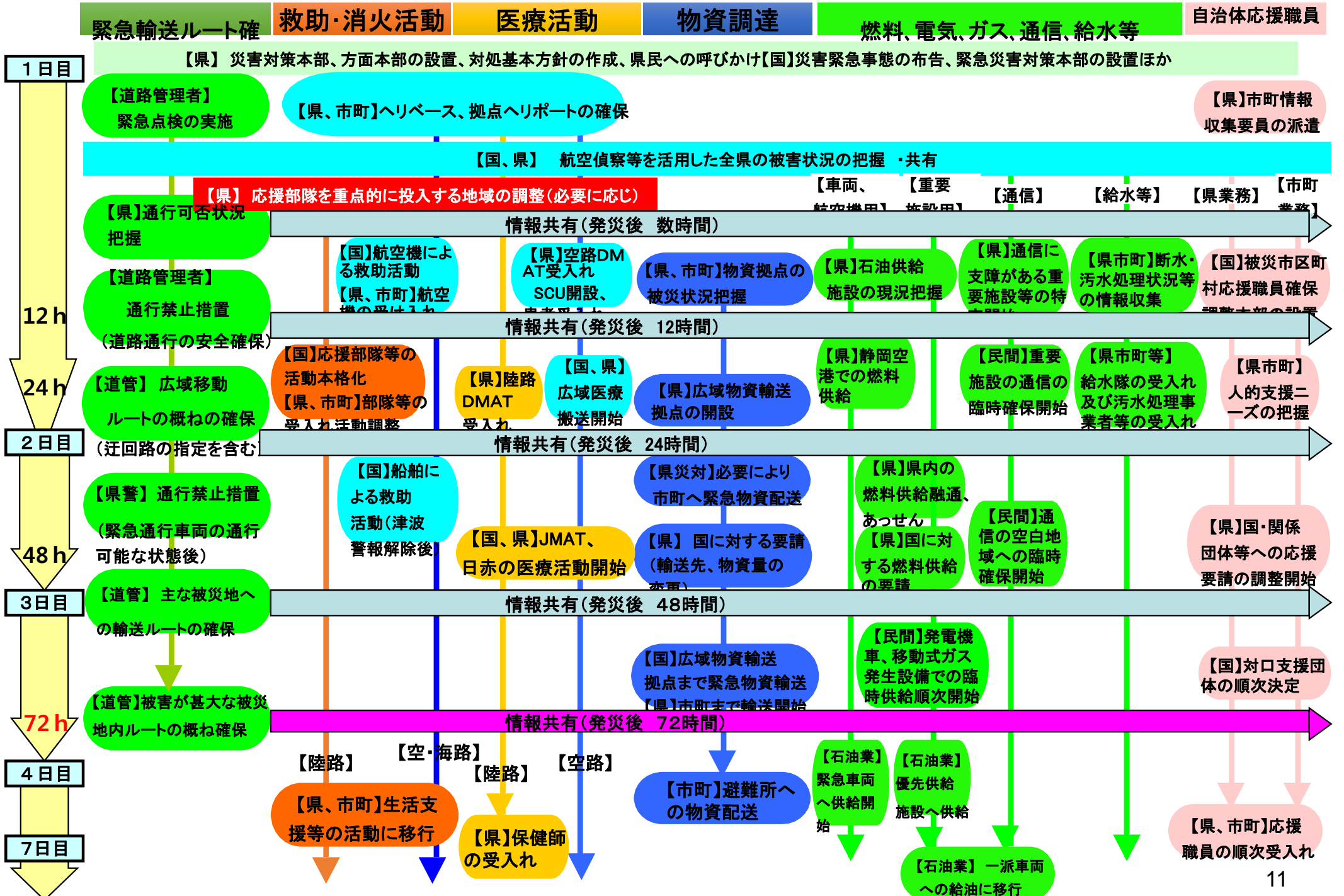
- 1 国の具体計画(南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画)改定への対応
- 2 県、関係機関による静岡県広域受援計画の見直しとその対応
 - (1) 第6章に、「通信の臨時確保」、「応急給水」及び「汚水処理の継続・確保」を新設
 - (2) 第7章として「自治体応援職員」を新設
 - (3) 県災害対策本部指令部の組織改編に伴い、事務分掌に応じた業務担任部署の明確化
 - (4) 本編と資料編の関連を明確化(資料編の紐付け)

主な改定ポイント<1>(第1章 総則)

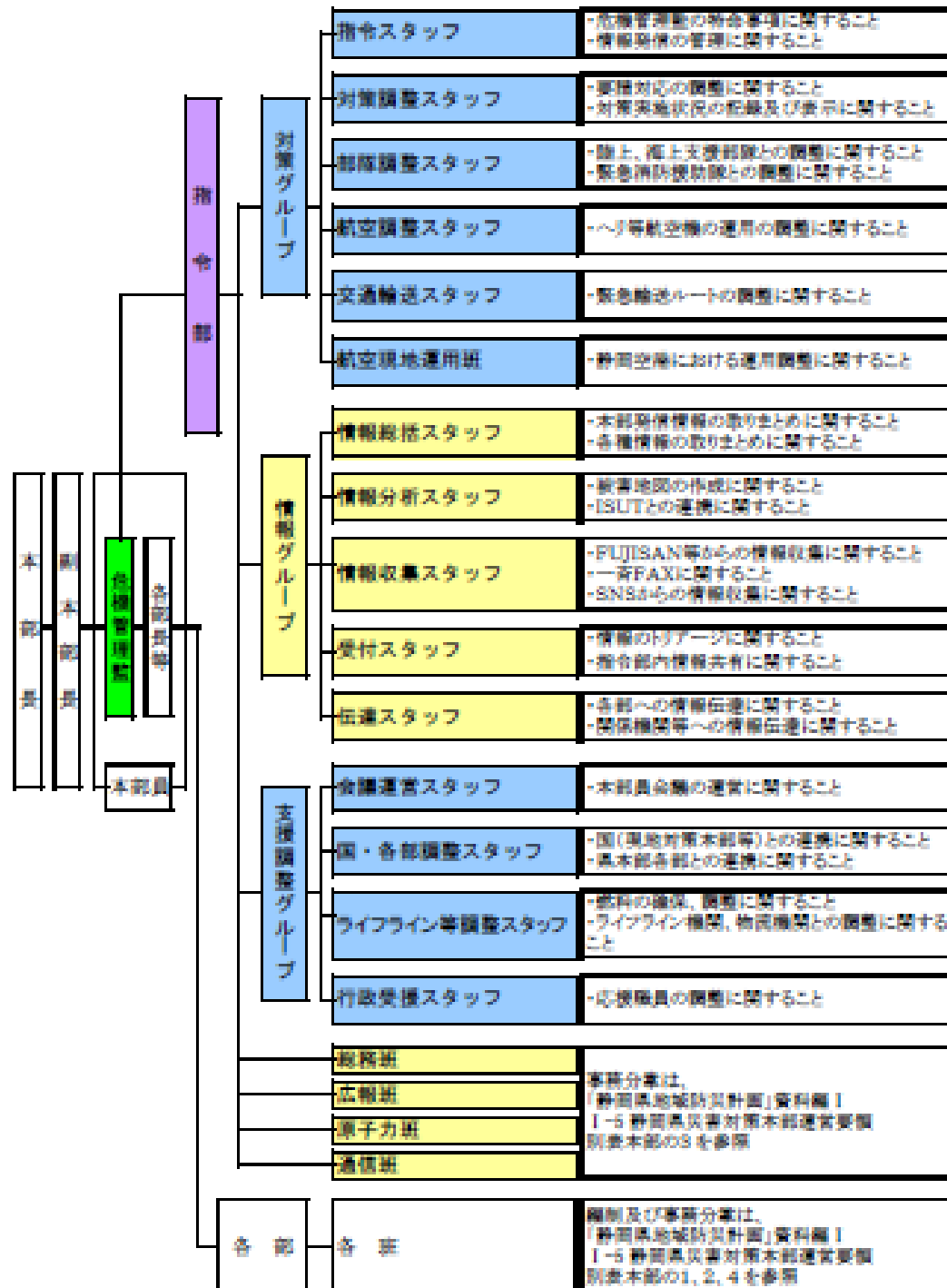
【本編】

- ①災害時情報集約支援チーム (ISUT) の受援とその集約した情報の活用を追記(P.4)
- ②「通信」、「給水等」及び「自治体応援職員」に関するタイムラインを追記(P.8)
- ③県本部指令部組織改編により、その編成及び事務分掌を明記(P.9)

発災からの経過時間に応じた行動目標（タイムライン）



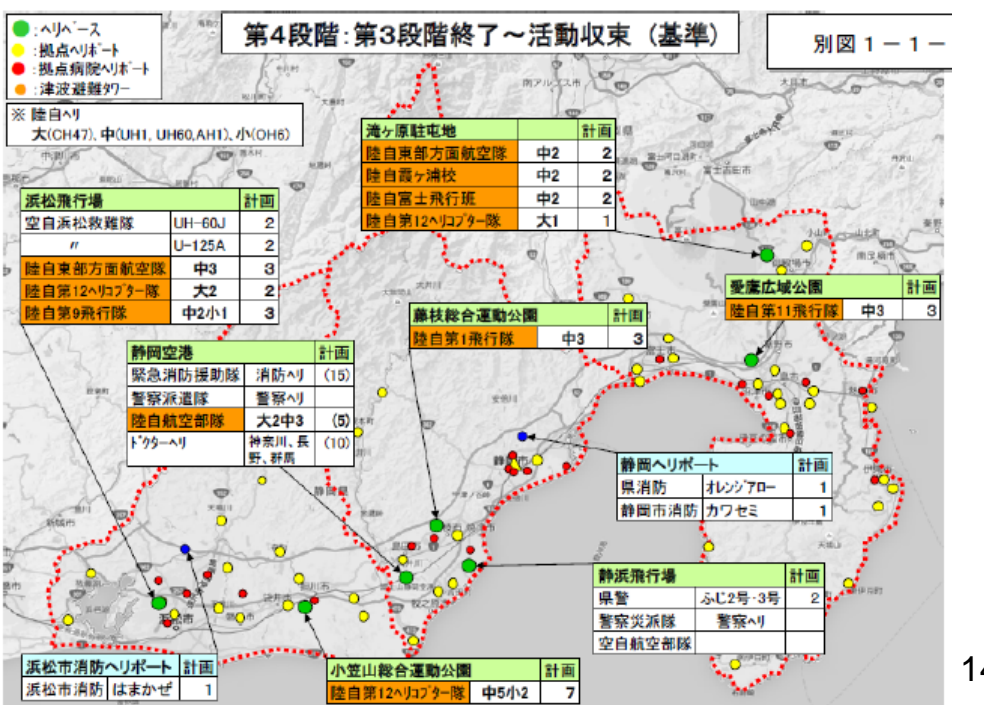
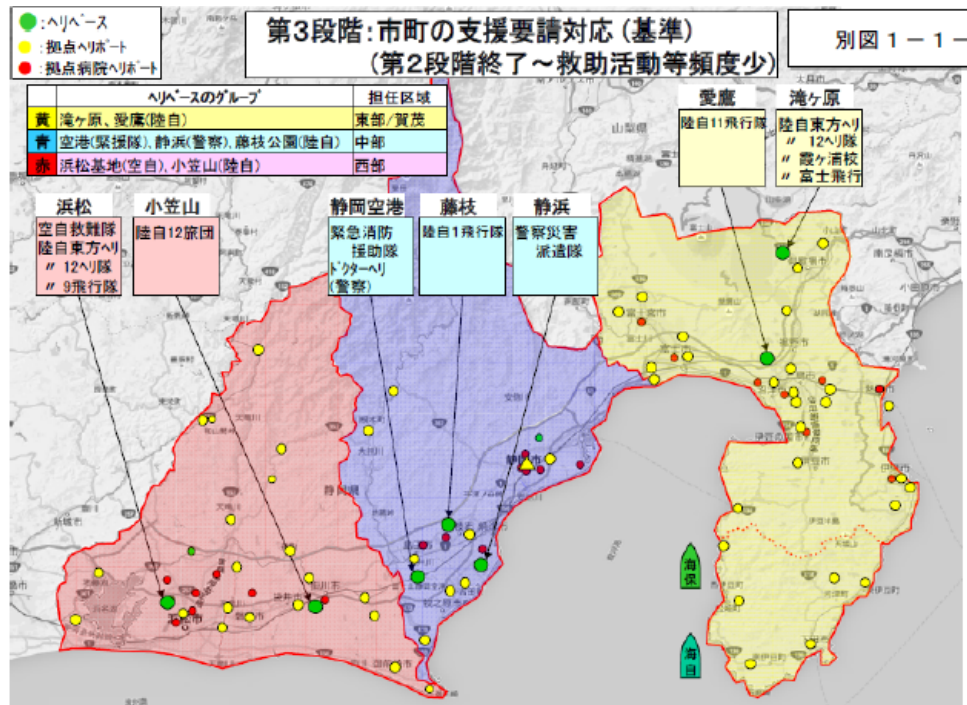
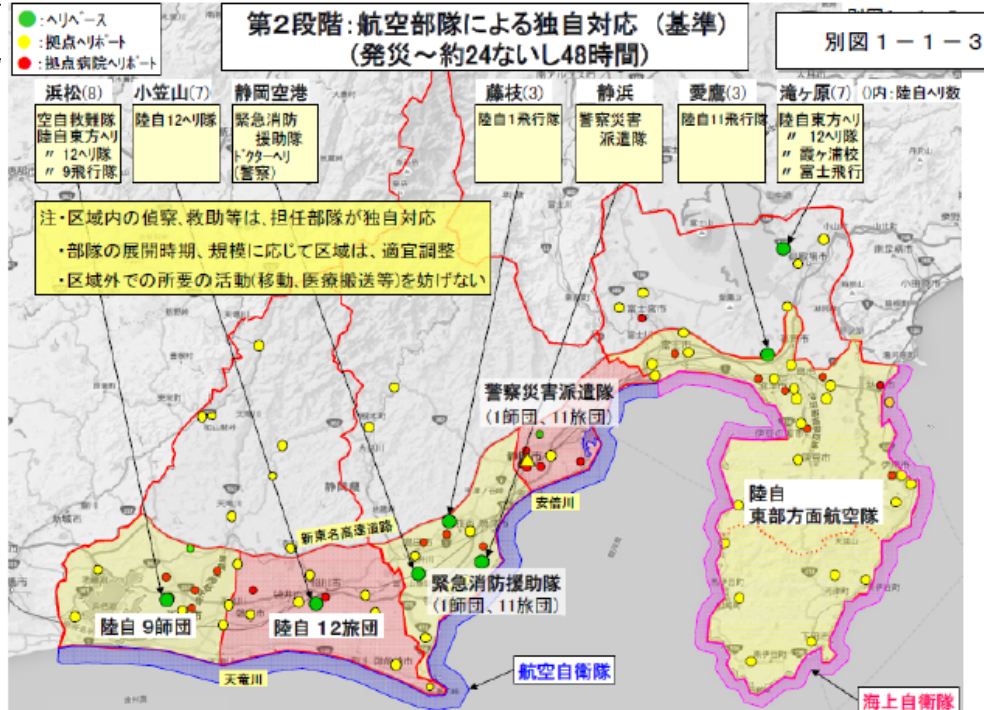
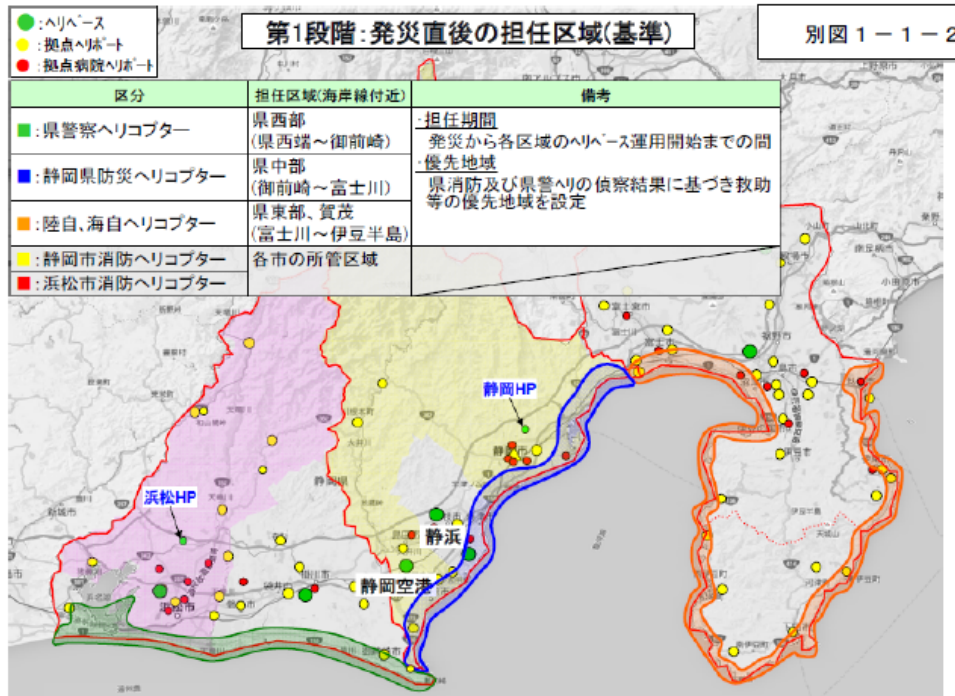
県本部指令部の編制及び事務分掌（関係分）



主な改定ポイント〈2〉(第1-1章 航空運用)

【本編】

- ①時間経過(各段階)を見直し、航空機の運用及び市町の対応業務の内容を明確化(P.11-P.13)
- ②ヘリベースに配置される応援部隊を明確化(P.13-P.14)
- ③県本部における航空調整を、現状の対応要領に合致した記載(P.15-P.16)
- ④各段階の対応等を図として追記(P.20-P.23)
- ⑤ヘリベース・拠点ヘリポート等を図として追記(P.24-P.25)



主な改定ポイント〈3〉(第2章 緊急輸送ルート確保)

【本編】

- ①発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を定めておくことを追記(P.29)
- ②国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う旨を追記(P.31)

【資料編】

- ③現緊急輸送ルートの再整理及び新規緊急輸送ルートの整理(P.32-P.82)

主な改定ポイント〈4〉(第3章 救助・消火活動等)

【資料編】

- ①広域進出拠点を時点修正(P.89)
- ②救助活動拠点候補地を時点修正(P.91-P.103)
- ③警察庁の応援活動について、その内容を整理、明確化(P.104-P.105)
- ④消防の活動要領について、時点修正・用語を修正(P.106-P.117)
- ⑤防衛省の応援活動について、部隊の組織改編に伴う修正・用語を修正(P.120-P.122)

主な改定ポイント〈5〉(第4章 医療活動等)

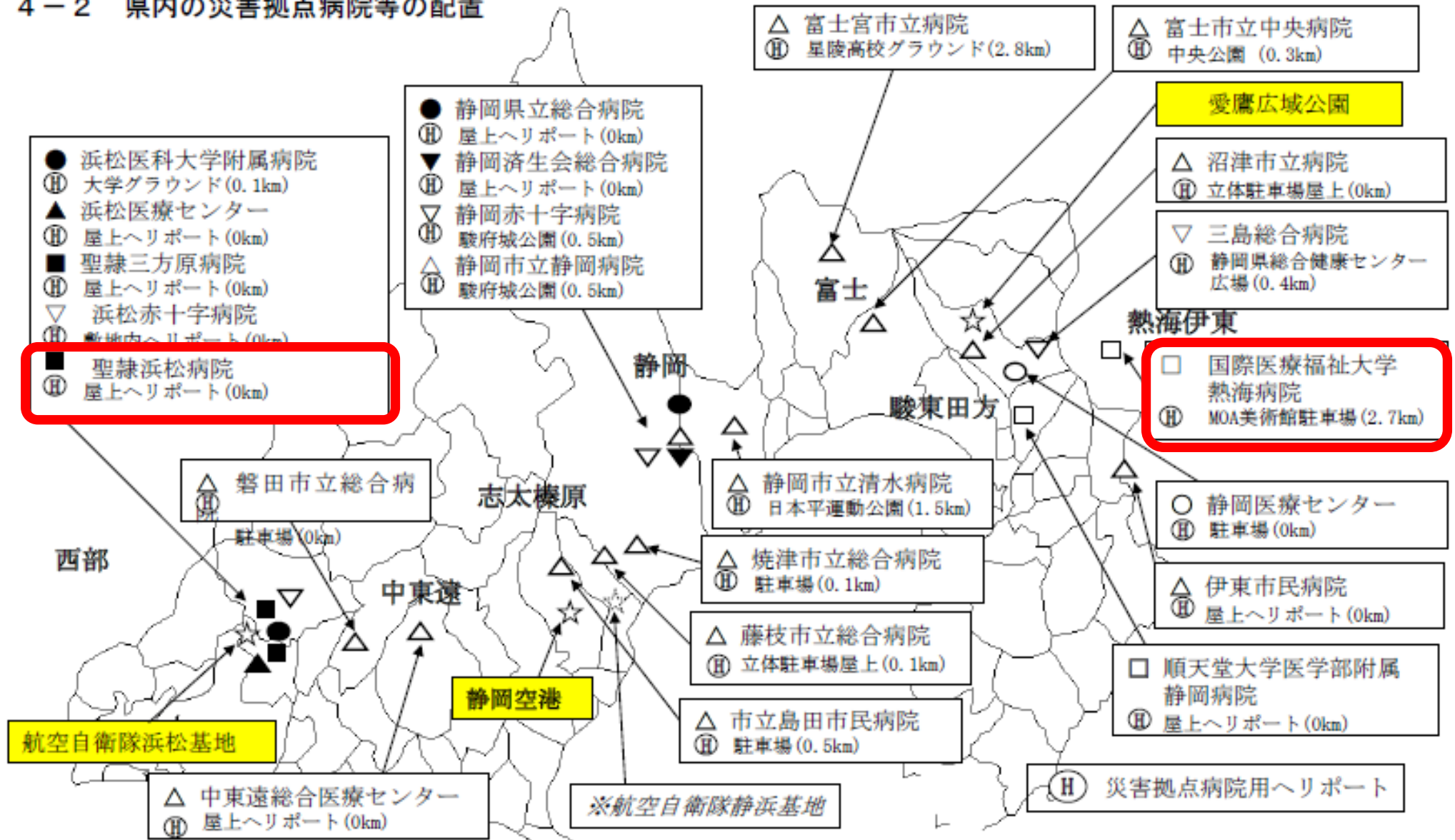
【本編】

- ①健康福祉部が保健医療調整本部としての機能を担うことになっていることから、「健康福祉部」を「保健医療調整本部」に修正(P.41-P.55)
- ②災害時小児周産期リエゾンの受け入れを追記(P.52)
- ③輸血用血液の確保について、医療機関の要請手続きを明確化(P.54)
- ④静岡DCATの派遣及び受け入れの調整を追記(P.55)
- ⑤災害時健康危機管理チーム(DHEAT)の受け入れを追記(P.55)
- ⑥災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受け入れを追記(P.55)

【資料編】

- ⑦時点更新(災害拠点病院の追記、救護病院の追加・削除)(P.140-P.143)

4-2 県内の災害拠点病院等の配置



〔 災害拠点病院 <病院種別> ○：国立・県立病院 △：自治体病院 ▽：公的病院 □：民間病院 ☆：航空搬送拠点
 なお、これらの記号が 白抜きの病院は病床数163～600、黒塗りの病院は病床数601以上 〕

(凡例) : 追記した災害拠点病院

主な改定ポイント〈6〉(第5章 物資調達)

【本編】

①物資調達・輸送等調整支援システムの改修の反映(P.60)

従前都道府県と国との間の情報共有に限定されていた同システムが、改修により避難所、市町及び民間企業も含めた情報共有が可能となったことにより、市町を含む情報共有の手段に物資調達・輸送等調整支援システムを加えることとした。

②国が実施するプッシュ型支援物資の品目の一部修正(P.60脚注)

「育児用調整粉乳」を「乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク」に、
「紙おむつ(小児用・大人用)」を、「乳児・小児用おむつ」、「大人用おむつ」に整理

③発災から概ね1週間以降の活動に係る判断基準の追記(P.61)

市町が物資を受け取りに来る方法へ切り替えるタイミングの判断基準を明確化

【資料編】

④広域物資輸送拠点及び同代替拠点(候補)並びに地域内輸送拠点及び同代替拠点(候補)の更新(P.148-P.150)

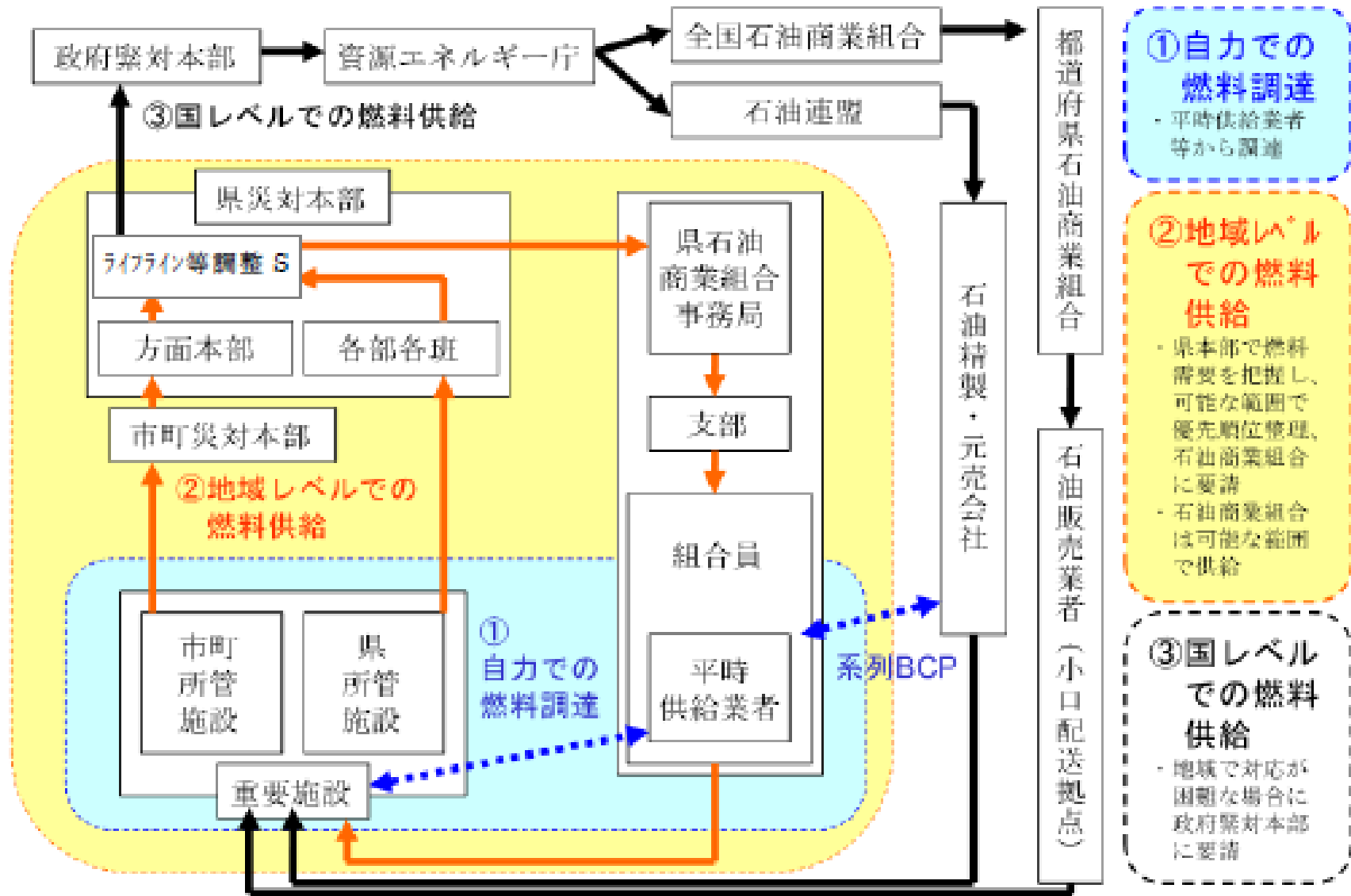
⑤プル型支援物資の例を詳細に記載し、物資調整を容易化(P.156-P.159)

主な改定ポイント〈7〉(第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、応急給水及び汚水処理の継続・確保)

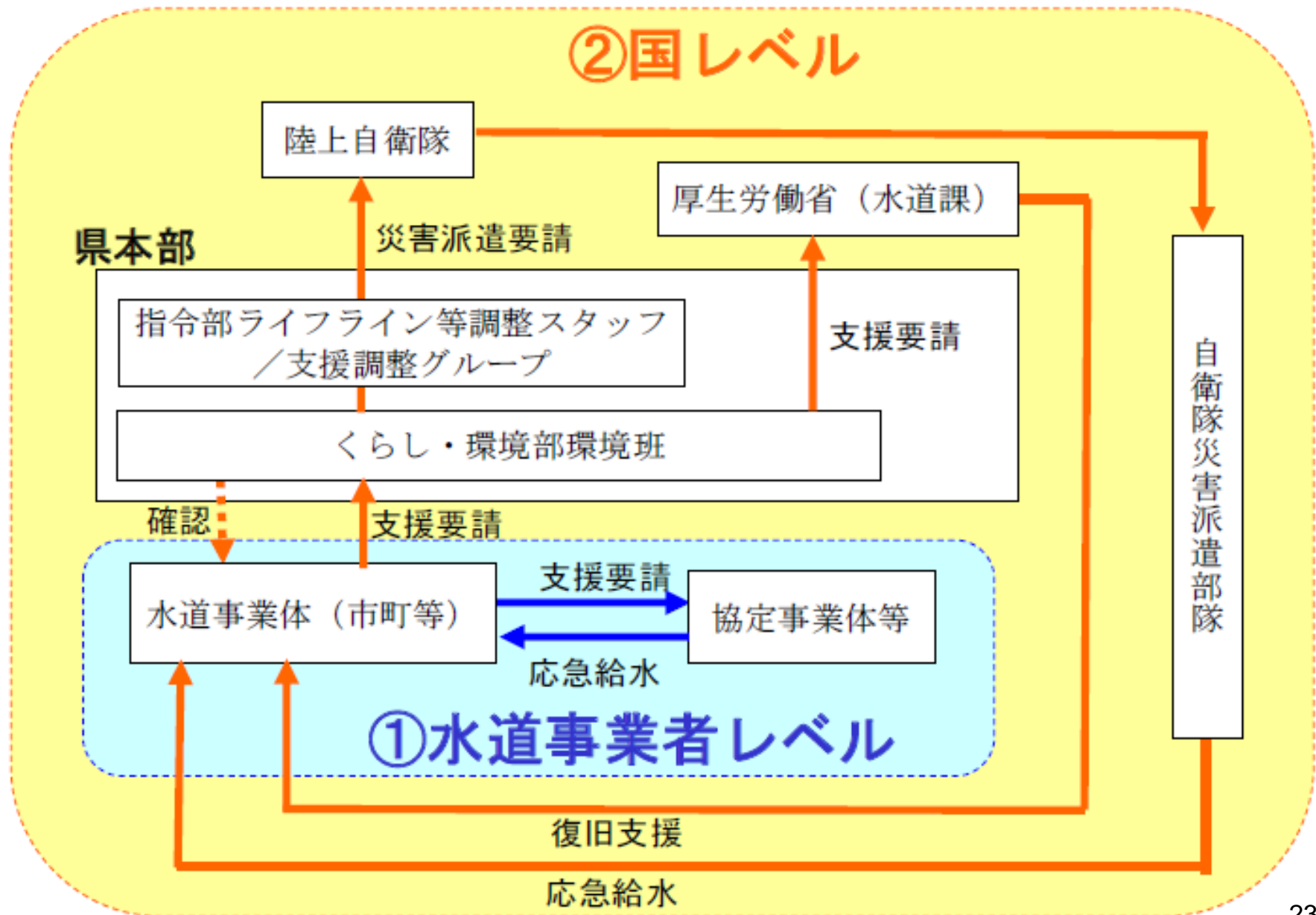
【本編】

- ①「燃料供給」及び「電力・ガスの臨時供給」において、平素の備え(住民、県・市町、重要施設管理者等)と発災後の行動を整理(P.62、P.67)
- ②「燃料供給」において、燃料調達の実運用スキーム(i 自力調達、ii 域内調整、iii 域外調整)にあわせた、具体的な事務処理手順等の記載(P.62-P.63)
- ③国の具体計画に合わせて、「通信の臨時確保」を新設(P.69)
- ④令和元年東日本台風(台風第19号)の教訓を踏まえ、「応急給水」を新設し、水道事業者、県及び国の役割を明確化し、県本部内(指令部・関係部班)の業務を整理して記載(P.70-P.71)
- ⑤被災地における衛生環境の悪化防止及び応急対応のために「汚水処理の継続・確保」を新設し、市町、県及び国の役割を明確化し、県本部内(指令部・関係部班)の業務を整理して記載(P.72-P.77)

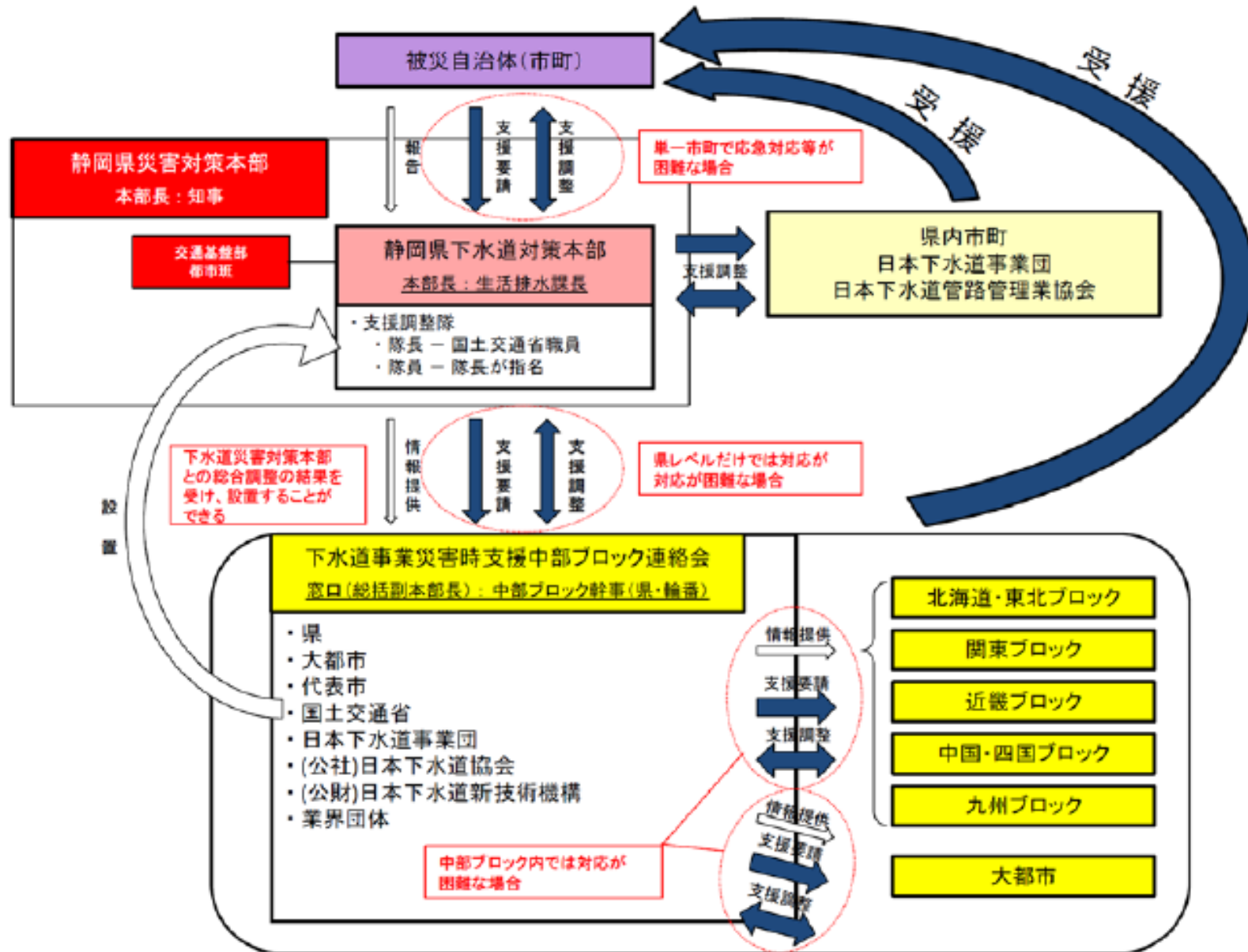
【重要施設に対する燃料供給の流れ】



【応急給水の流れ】



【下水道の災害時支援体制】



主な改定ポイント〈8〉(第7章 自治体応援職員)

【新設の背景】

近年の災害事例等を踏まえ、大規模災害時の行政受援体制の構築の必要性の高まり、平成29年3月に内閣府が「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定

また、平成30年3月に総務省が「被災市区町村応援職員確保システム」及び「災害マネジメント総括支援員制度」を構築

【概要】

県及び市町は、応援職員の受入体制をあらかじめ整備しておくとともに、発災後、迅速な状況把握と応援要請を行うことにより、全国からの応援職員を円滑に受入れ、迅速かつ効果的な被災者支援を実施する。

このため、応援職員の受入体制、県業務の受援及び市町業務の応援・受援要領について明確化した。

なお、本計画の対象は、初動期、応急期及び復旧期(初期)(災害対策基本法や相互応援協定などに基づく応援。いわゆる「短期派遣」とする。

【初動期・応急期・復旧期（初期）における応援】

初動期・応急期・復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援	<p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援</p>	<p>【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査など</p>
	相互応援協定に基づく応援	<p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p>	<p>【想定業務】 協定に規定されている業務</p>

【復旧期（中期以降）・復興期における派遣（参考）】

復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣	<p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。</p> <p>【根拠】 地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）など</p>
---------------	-------------	--	--

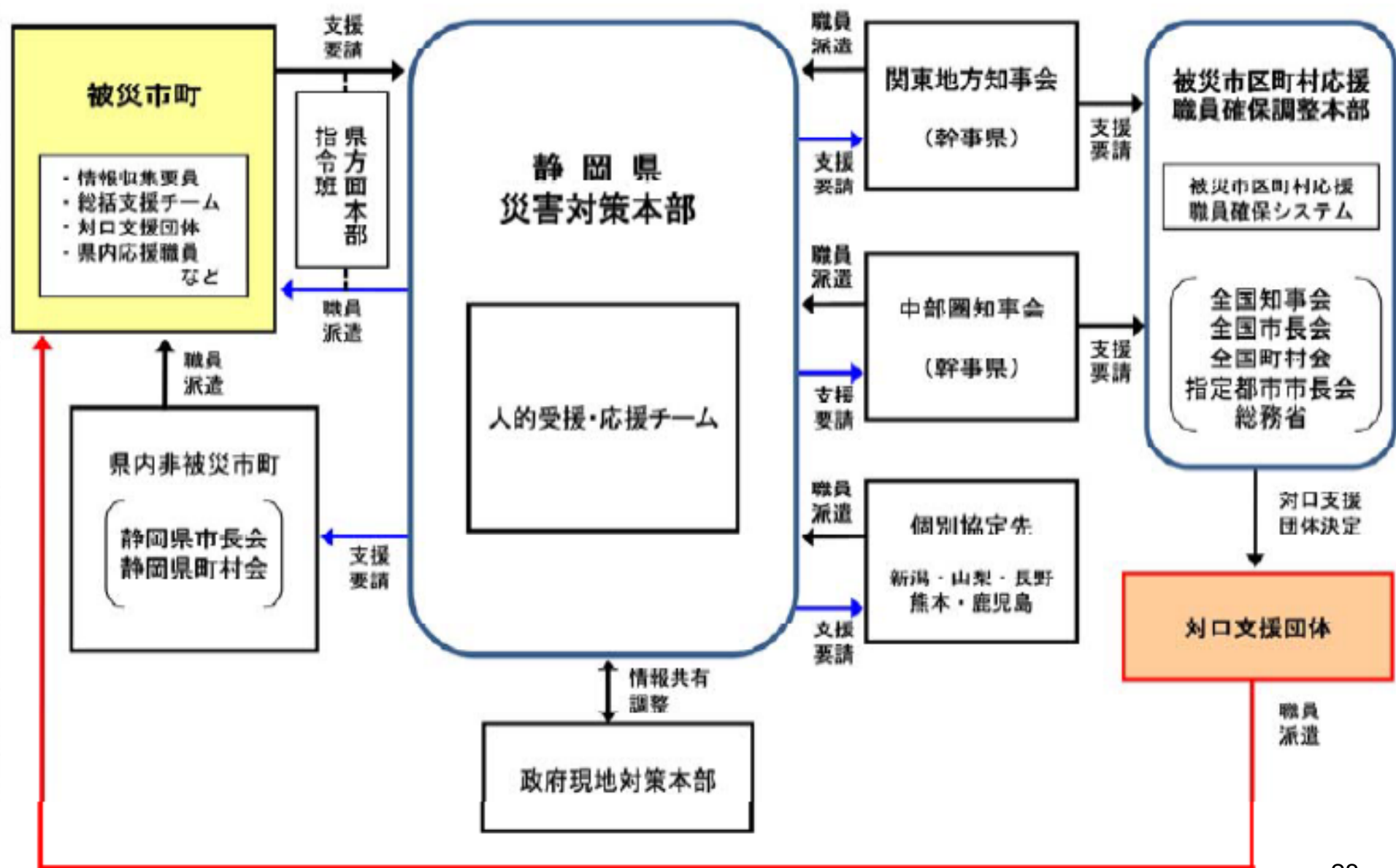
【県本部人的受援・応援チームの編制】

受援組織		主な役割
人的受援・応援チーム	指令部 行政受援スタッフ ／支援調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 行政受援の連絡窓口 県内の行政受援・応援関連情報のとりまとめ 県外への応援要請・受け入れ調整
	経営管理部 行政経営班	<ul style="list-style-type: none"> 県庁内の行政受援の需要把握 地域・各部を横断する職員配置等人的措置に関する調整
	経営管理部 地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> 市町の行政受援の需要把握 被災状況等を踏まえた需要調整

【方面本部指令班の編制】

区 分		主な役割
方面本部 指令班	対策係	<ul style="list-style-type: none"> 他県等応援職員の受け入れに関すること
	情報係	<ul style="list-style-type: none"> 市町情報収集要員の派遣に関すること 市町行政機能チェックリスト²のとりまとめ
	支援係	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町に対する応援に関すること

【受援の全体像】



【受援対象業務】

